

令和 5 年 4 月 1 3 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 臨 時 会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案目次

報告第 2 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 1
報告第 3 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 7
報告第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 1 1

報告第 2 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 5 年 4 月 13 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和 5 年 3 月 31 日

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和３１年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

附則第１０条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

附則第１０条の２第３項中「附則第１５条第２６項第１号イ」を「附則第１５条第２５項第１号イ」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２６項第１号ロ」を「附則第１５条第２５項第１号ロ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２６項第１号ハ」を「附則第１５条第２５項第１号ハ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２６項第１号ニ」を「附則第１５条第２５項第１号ニ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２６項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第２号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２６項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第２号ロ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２６項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第２号ハ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２６項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２６項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２６項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第１６項を削る。

附則第１０条の３第１２項中「附則第７条第１３項」を「附則第７条第１７項」に改める。

附則第１５条の２を削り、附則第１５条の２の２を附則第１５条の２とする。

附則第１５条の６第３項を削る。

附則第１６条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日

から令和８年３月３１日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項から第６項までを削り、同条第７項中「附則第３０条第７項」を「附則第３０条第３項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車」が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア(ウ)ａ中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車」が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア(ウ)ａ中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改める。

附則第２４条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）

（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の廿日市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、軽自動車税等に係る改正規定が令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第3号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和5年4月13日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和5年3月31日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和４２年条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改める。

附則第１３項中「附則第６項」を「附則第５項、第６項」に改める。

附則第１４項中「第１０項、第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項若しくは第４０項」を「第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３５項まで、第３８項若しくは第３９項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和４年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第4号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和5年4月13日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和5年3月31日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２０万円」を「２２万円」に改める。

第１９条第１項中「２０万円」を「２２万円」に改め、同項第２号中「２８万５，０００円」を「２９万円」に改め、同項第３号中「５２万円」を「５３万５，０００円」に改める。

第１９条の２中「第２０条の２」を「第２０条の２第１項」に改める。

第２０条の２第２項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第１９条第３項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第２項中「第１９条第１項」を「第１９条」に、「同項」を「同条第１項」に改める。

附則第３項、第４項及び第６項から第１３項までの規定中「第１９条第１項の」を「第１９条の」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。